

付 3. 三宅廃寺出土丸瓦の製作技法再考

福岡市埋蔵文化財センター 瀧本正志

1. はじめに

福岡平野の東南部を北流する那珂川の西岸には油山山塊から派生した低丘陵が展開しており、三宅廃寺は標高11～12mを呈する丘陵裾部に所在する。同廃寺から北北西へ約150mほどの背面に位置する丘陵斜面では瓦類の生産が行なわれていたことを物語る瓦窯の発見が既に昭和初期に報告されるとともに、近辺の礎石の存在や採集遺物、さらには発掘調査や文献資料等からの検討による三宅廃寺の存在も報告されている。また、昭和52年11月～53年3月にかけて実施された第1次発掘調査では掘立柱建物・瓦溜・溝などの遺構とともに「寺」と墨書された須恵器を始めとする多種多様な遺物が出土したことから、三宅廃寺は伽藍配置や規模などについては不明ではあるものの、同地に7世紀後半～8世紀前半期に創建され9世紀前半まで存続したとする調査報告がなされ、先の所見を裏付けることとなった。

その後、第2次調査が平成14年1月～翌年5月にかけて第1次調査地の西隣りで行われ、掘立柱建物や溝などの遺構とともに瓦類が出土した。出土資料を整理段階で実見する機会を得て第1次調査報告書に収載されている資料との比較を行っていたところ、観察報告とは差異が存在することが判明した。このため、本市埋蔵文化財センターに収蔵されている第1次調査出土瓦を観察したところ、報告書の所見において若干の誤認に基づく記述が存在することが判明した。

本稿では、市内出土の鴻臚館式軒瓦や老司式軒瓦、および付随する瓦類についての研究を進める中で検討資料として、紙面の関係から第1次調査出土丸瓦の観察途中の一部を報告するものである。

なお資料の掲載箇所や当該資料の混乱を防ぐため、本稿掲載資料においては「図○」、第1次調査報告書の掲載資料を示す場合は「報Fig.□」で表記することとし、遺物登録番号も併せて記載した。ただし、遺物登録番号で調査番号を示す上4桁の7703は省略している。また、文中での「報告書」は特段の断りがない限り福岡市埋蔵文化財調査報告書第50集『三宅廃寺』である。

図版中の実測図・拓影はすべて福岡市埋蔵文化財調査報告書第50集『三宅廃寺』から転載した。さらに図版キャプションにおける（ ）の報Fig.□-□は当該資料が報告書で記載された箇所・番号を示すものである。

2. 形状と模骨（筒型台）

丸瓦は、玉縁式丸瓦と行基式丸瓦の二種類が出土している。玉縁式に用いられている模骨は、大きさの異なる円筒台を重ねた形状のもの（図13・10019、報Fig.18-2）や上段が裁頭円錐形に似たものが復元されるもの（図10～12、14～16・10018、10020、報Fig.18-1・3）で、丸瓦凹面に凹凸痕跡が認められないことから、丸太材もしくは一木を削り出した、いわゆる一木造りの原体が推定される。これらの中で図13・10019（報Fig.18-2）は玉縁の形状および成形技法などから古い様相が指摘される。

これに対して行基式は、広端部と狭端部との径の異なりから裁頭円錐形状の円筒台が復元されるが、丸瓦凹面の痕跡から円筒台が丸太材もしくは一木削りなどを原体とするもの（図5～9・10022～10024、報Fig.19-1～3）と径0.6～0.8cmを呈する棒を細紐で簾状の裁頭円錐形状に編み上げた、いわゆる竹状模骨を原体とする（図1～4・10025～10026、報Fig.20-1～2）二種類が存在する。

3. 素材形状

模骨に巻き付ける粘土素材の形状は、粘土紐と粘土板の二種類がある。報告書ではすべての丸瓦が粘土紐によるとされていたが、痕跡が明瞭な10022・10023（図6～9、報Fig.19-1～2）および可能性の高い10019（図13、報Fig.18-2）を除く他は粘土板を用いている。形態別では、その割合は別としても、10019を（図13、報Fig.18-2）粘土紐とした場合には玉縁式と行基式のいずれにも粘土紐と粘土板の両者が存在することになる。

粘土紐と粘土板との区別は、凹面に残るいくつかの痕跡で判別される。粘土紐の場合は、布を被せた模骨（筒型台）に粘土紐を巻き付ける技法の特徴から、図6～9に示すように粘土紐の合わせ目が広端面に並行してほぼ等間隔で凹面に残る。これは、丸瓦と平瓦とでは機能箇所が異なり、丸瓦の場合は凹面が風雨などと接することや外観に影響を与える要素を持たないため、模骨から抜き取り、粘土円筒分割後に更なる工程を加える必要性が無いことにより、成形時の状況（技法）を痕跡としてそのまま残すと推察される。反対に平瓦の機能箇所である凹面の場合は、雨水の流れに代表される第一義的機能の更なる向上や副次的な装飾効果・強度等を高めることを意図ととしたと推察される整形技法のヘラ磨きやナデ消しなどにより看取するに足り得る痕跡を残していない例も数多くある。粘土紐巻き付けにより成形された10022・10023（図6～9、報Fig.19-1～2）は行基式で良好な資料である。

粘土板を用いた場合の痕跡は、模骨に粘土板を巻き付けた際に生じる粘土板合わせ目痕と粘土角材から粘土板を切り離す際の痕跡である糸切り痕である。三宅廃寺出土資料における粘土板合わせ目痕は玉縁式と行基式の形状の違いや模骨の構造の違いなどに関係なく残り、いずれも合わせ目痕が玉縁式では広端部から玉縁端部、行基式でも広端部から狭端部まで途切れることなく認められることから、両者とも一枚の粘土板を巻き付けて成形していることを示している。

糸切り痕跡においても、玉縁式と行基式の形状の違いや模骨の構造の違いなどに関係なく明瞭な痕跡を看取できる。玉縁式では10018・10020（図10～12、14～16、報Fig.18-1・3）、竹状模骨を用いた行基式では10025・10026（図1～4、報Fig.20-1～2）、一木造りなどの模骨を用いた行基式では10024（図5、報Fig.19-3）が良好な資料といえる。特に10024（図5、報Fig.19-3）の糸切り痕跡は、同心半円形を縦に二分したものであることから、一枚の粘土板を巻き付けて成形していることも裏付けるものである。

4. 粘土円筒分割

焼き物の弱点箇所は種類に関係なく素材の接合部であり、瓦もその例外ではない。巻き付け技法による粘土紐の場合は合わせ目や継ぎ目であり、粘土板の場合は合わせ目である。粘土円筒の分割と粘土板の合わせ目の位置の関係については、全資料を観察した結果ではないものの、玉縁式については10018・10020（図10～12、14～16、報Fig.18-1・3）をはじめとして大半が側縁近くに位置しており、製作技法が内包する技術的問題である合わせ目の破損の回避を意識して分割していることは明白である。これに対して竹状模骨を用いた行基式では、観察資料数が少量ではあるものの10025・10026（図1～4、報Fig.20-1～2）に見るように位置が一定していない。

粘土円筒の分割手法は、側縁調整により消滅して全ての資料において明らかではないが、行基式の場合には竹状模骨を用いた10025・10026（図1～4、報Fig.20-1～2）、一木造りなどの模骨を用いた10024（図5、報Fig.19-3）に見るように模骨の構造に関係なく凸面側の粘土円筒の外側から分割断面を入れている。10025（図1～3、報Fig.20-1）の凸面には、分割断面を入れる際の目安（あたり）と考えられる直線の刻み目が側縁に平行して残っている。

玉縁式の場合は10018・10020（図10～12、14～16、報Fig.18-1・3）に見るように丸瓦の凹面にあたる粘土円筒の内側から分割断面を入れている。

5. 小 結

製作技法などの共通点から、主体を形成する幾つかの群を可能性としてまとめてみた。①は行基式丸瓦（粘土板巻き付け手法+縄叩き目整形+凸面ナデ消し調整）だけで平瓦を伴わない群である。該当資料としては10024～10026（図1～5、報Fig.19-3、29-1・2）である。②は行基式丸瓦（粘土紐巻き付け手法+縄叩き目整形+凸面ナデ消し調整）・平瓦（粘土紐巻き付け手法+縄叩き目整形+凹面一部ナデ消し調整）の群である。該当資料としては丸瓦は10022・10023（図6～9、報Fig.19-1・2）、平瓦は10013・10017（図20～21、報Fig.16-1、17-1）である。③は玉縁式丸瓦（粘土板巻き付け手法+縄叩き目整形+凸面ナデ消し調整）、平瓦（粘土板巻き付け手法+縄叩き目整形+凹面一部ナデ消し調整）の群である。該当資料としては丸瓦は10018・10020（図10～12、14～16、報Fig.18-1・3）、平瓦は10015（図17～19、報Fig.16-1）である。④は玉縁式丸瓦（粘土紐巻き付け手法+縄叩き目整形+凸面一部ナデ消し調整）、平瓦（粘土紐巻き付け手法+縄叩き目整形）であるが、該当資料と考える10019（図13、報Fig.20-1）の玉縁凹面に僅かに残る痕跡を粘土紐の合わせ目痕跡と判断する消極的根拠であり、この群については今後の資料検証を待つて再検討する必要がある。

①の行基式丸瓦の群は模骨構造に違いが見られるものの、強い歪みを呈した青灰色の焼締った須恵質、成形手法や凸面調整手法、分割手法など共通する点が多い。創建期もしくはそれ以前に使用された可能性はあるものの、あくまでも甍を構成する中において補完的な使われ方もしくは先駆的施設での使用であったと考える。この一群の瓦の供給地としては、三宅廃寺から北北西方向へ約150mに位置し、昭和8年に福岡県から報告されている三宅瓦窯が考えられる。同瓦窯の報告書を見ると、詳細は不明であるが出土した丸瓦はいずれも行基式で強い歪みを呈している点は興味深い。今後さらなる検討が必要であることは当然であるが、寺院建立の主体となる工人組織とは異なる組織が創建期もしくは以前に存在していたことが考えられる。

②と③の群が伽藍瓦の主体を成し、複数の供給地が同時もしくは僅かな時間差で稼働していたと考える。それらの生産地は三宅廃寺から南方向2kmの丘陵に位置する老司瓦窯群やその全容が不明ではあるが南西方向150mの丘陵斜面に位置する岩野瓦窯群が考えられる。

今回の報告では軒先瓦との関連、格子叩き目を有する丸平瓦、大宰府との関連など、三宅廃寺の基層を構成する事象については触れていない。現在進めている調査がまとまりしだい別紙で報告したい。

参考文献

1. 玉泉大梁 福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書第八号 「筑紫郡三宅廃寺址 傳三宅廃寺址並に瓦窯址」1933年
2. 二宮忠司 福岡市埋蔵文化財調査報告書第50集 『三宅廃寺』「瓦類」,「まとめ」,「平瓦・丸瓦一覧表」1979年
3. 大脇 潔 奈良国立文化財研究所学報第49冊 『研究論集Ⅸ』「丸瓦の製作技術」1991年

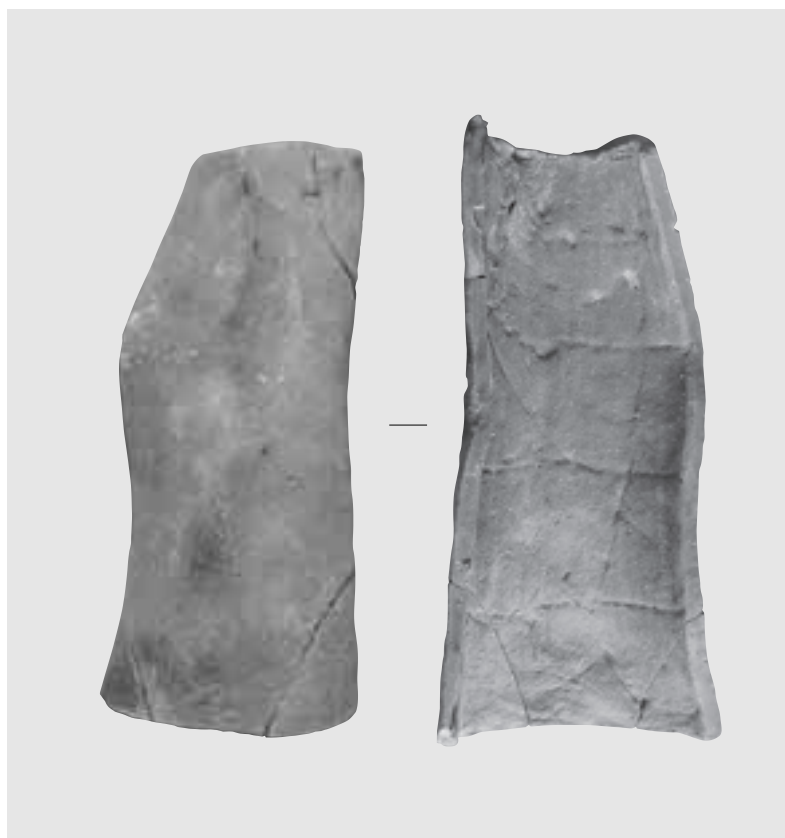


図1 丸瓦10025（報Fig.20-1）



図2 丸瓦10025粘土板糸切り痕・模骨痕

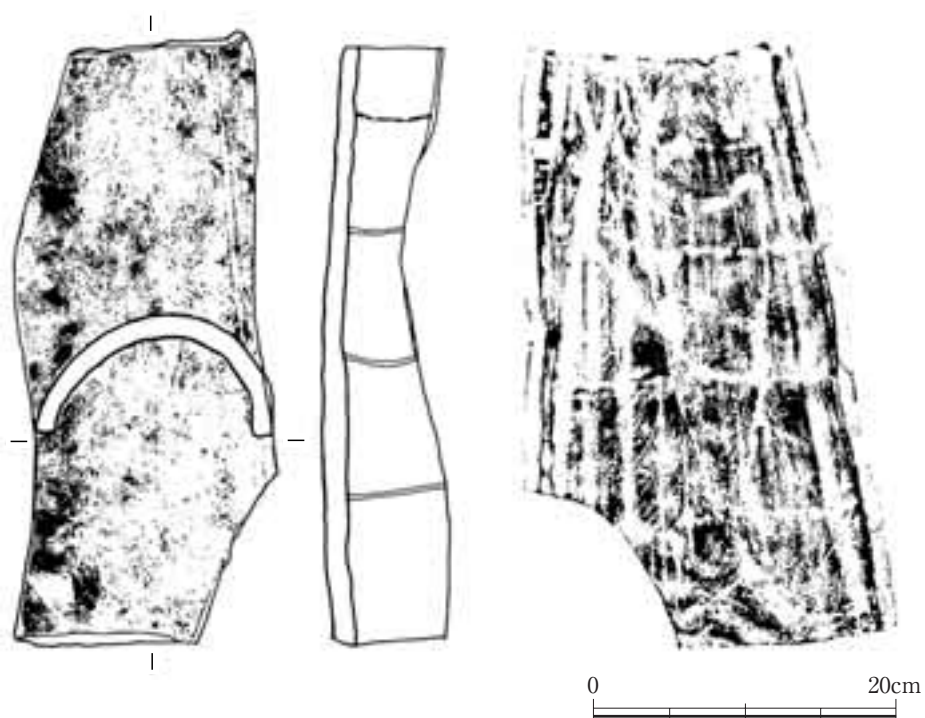


図3 丸瓦10025拓影・実測図（縮尺1/5）

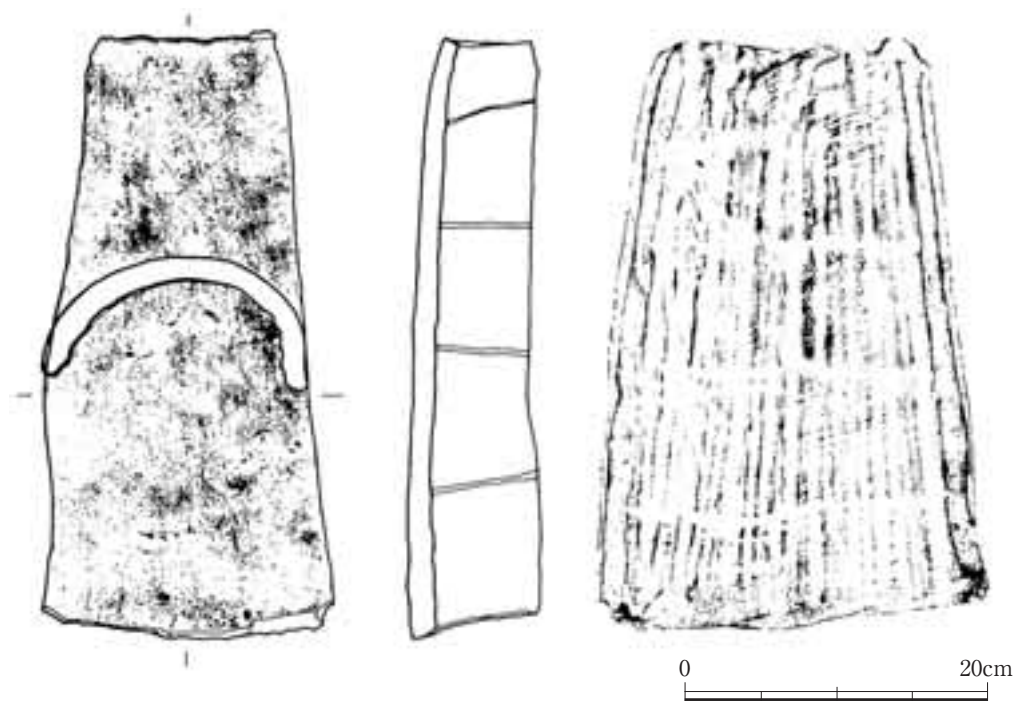


図4 丸瓦10026（報Fig.20-2）拓影・実測図（縮尺1/5）

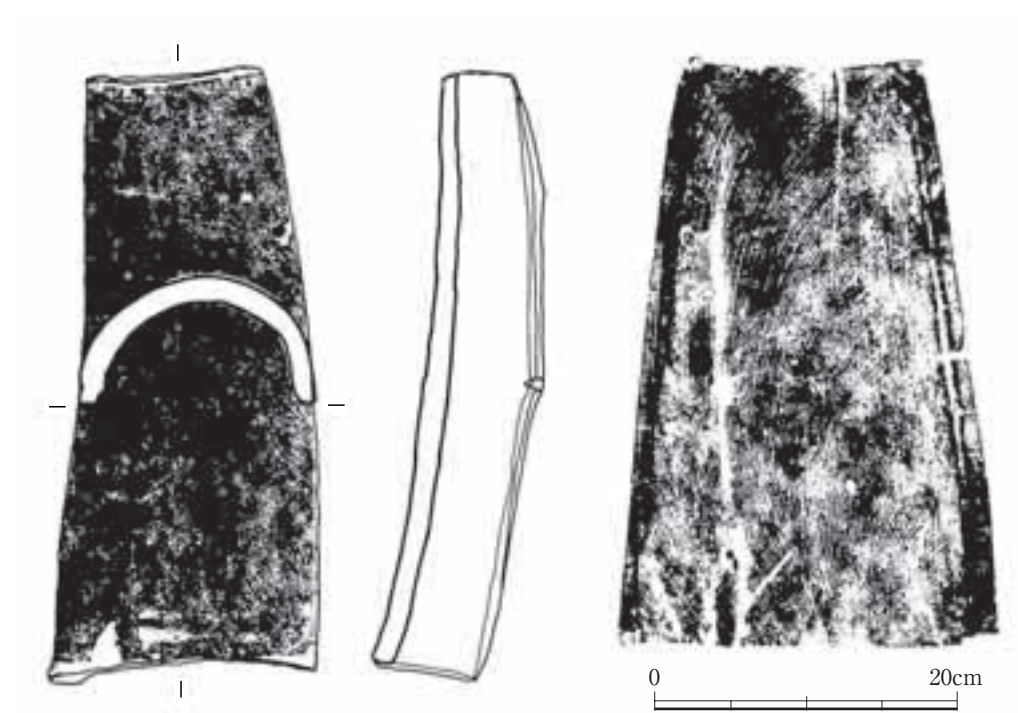


図5 丸瓦10024（報Fig.19-3）拓影・実測図（縮尺1/5）



図6 丸瓦10022（報Fig.19-1）



図7 丸瓦10022粘土紐合わせ目痕

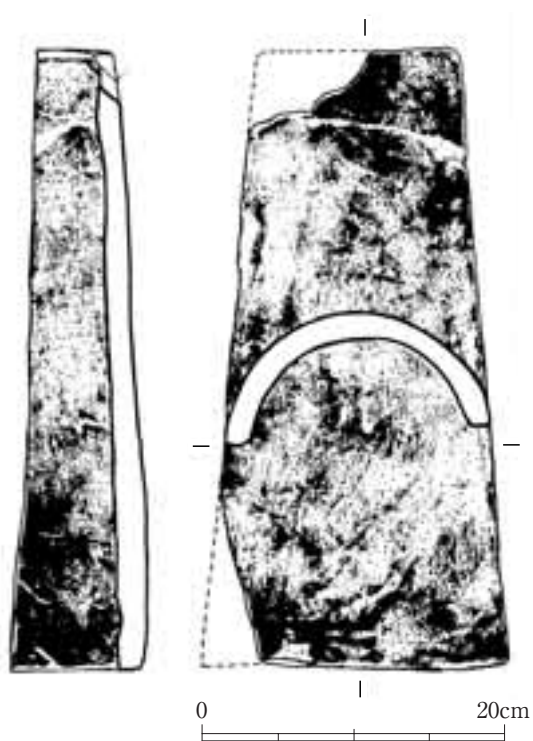


図8 丸瓦10022拓影・実測図（縮尺1/5）

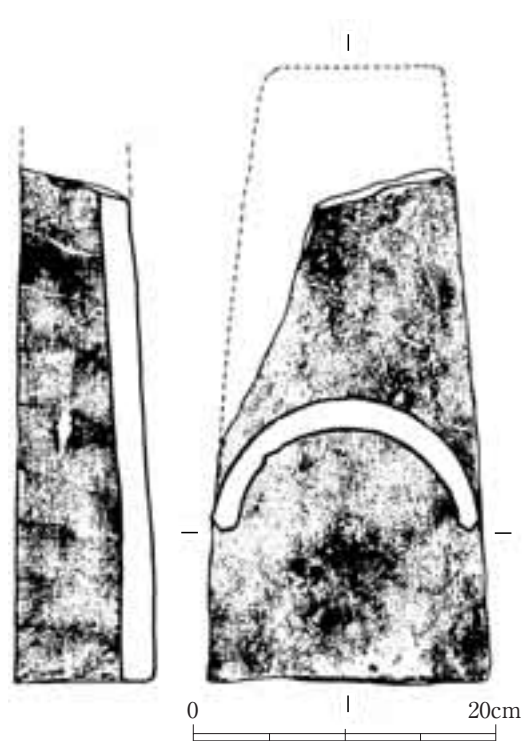


図9 丸瓦10023（報Fig.19-2）拓影・実測図（縮尺1/5）



図10 丸瓦10018 (報Fig.18-1)



図11 丸瓦10018粘土板合わせ目痕

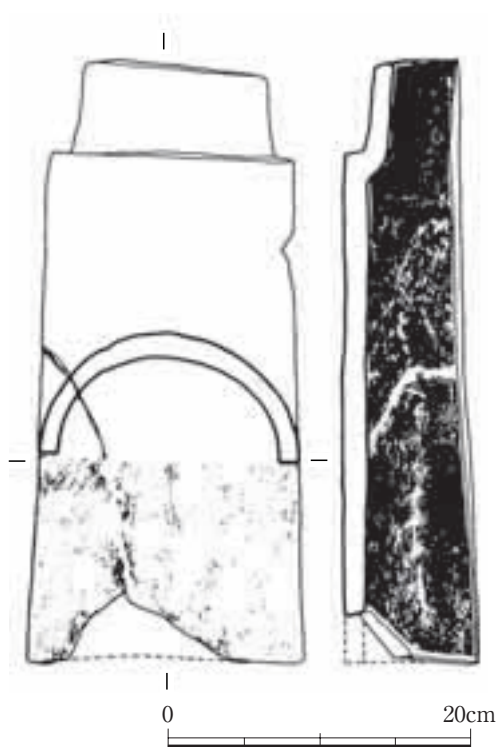


図12 丸瓦10018拓影・実測図 (縮尺1/5)

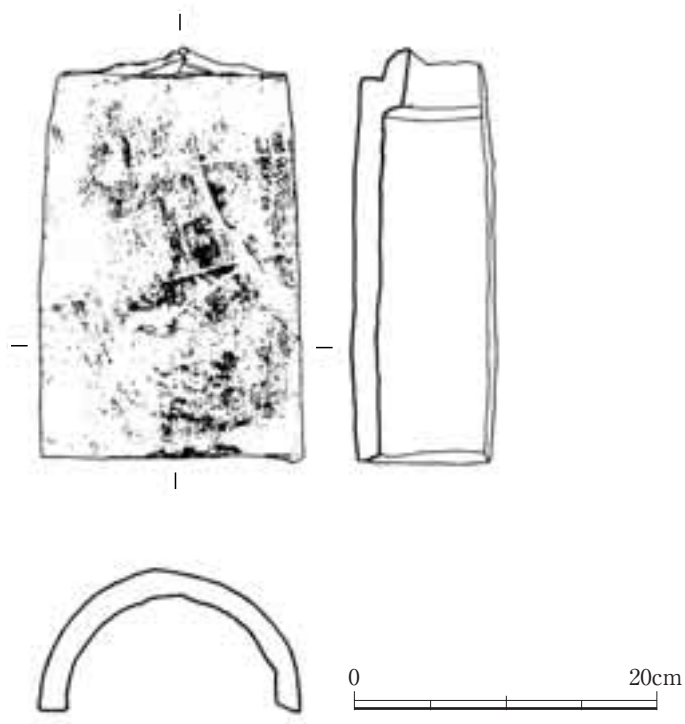


図13 丸瓦10019 (報Fig.18-2) 拓影・実測図 (縮尺1/5)



図14 丸瓦10020 (報Fig.18-3)



図15 丸瓦10020粘土板合わせ目痕

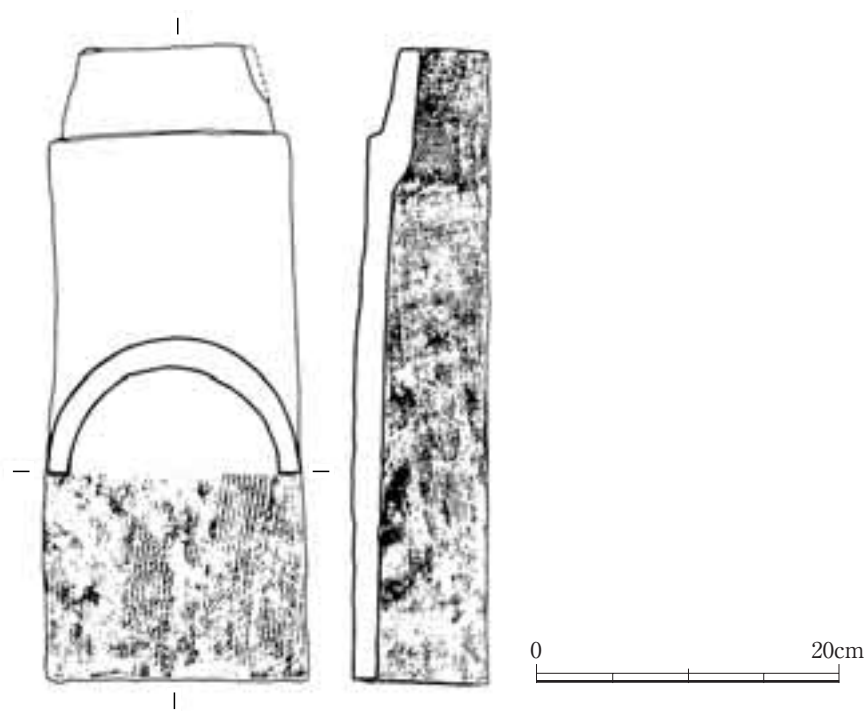


図16 丸瓦10020拓影・実測図 (縮尺1/5)

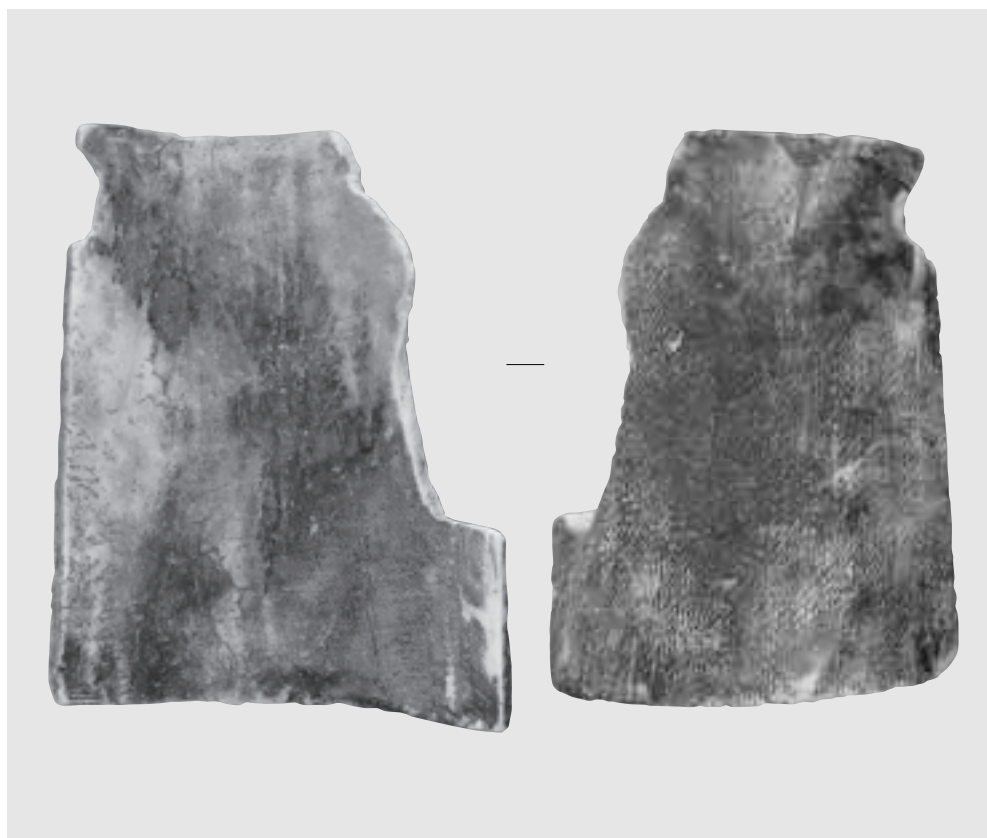


図17 平瓦10015（報Fig.16-1）



図18 平瓦10015粘土板合わせ目痕



図19 平瓦10015拓影・実測図（縮尺1/5）

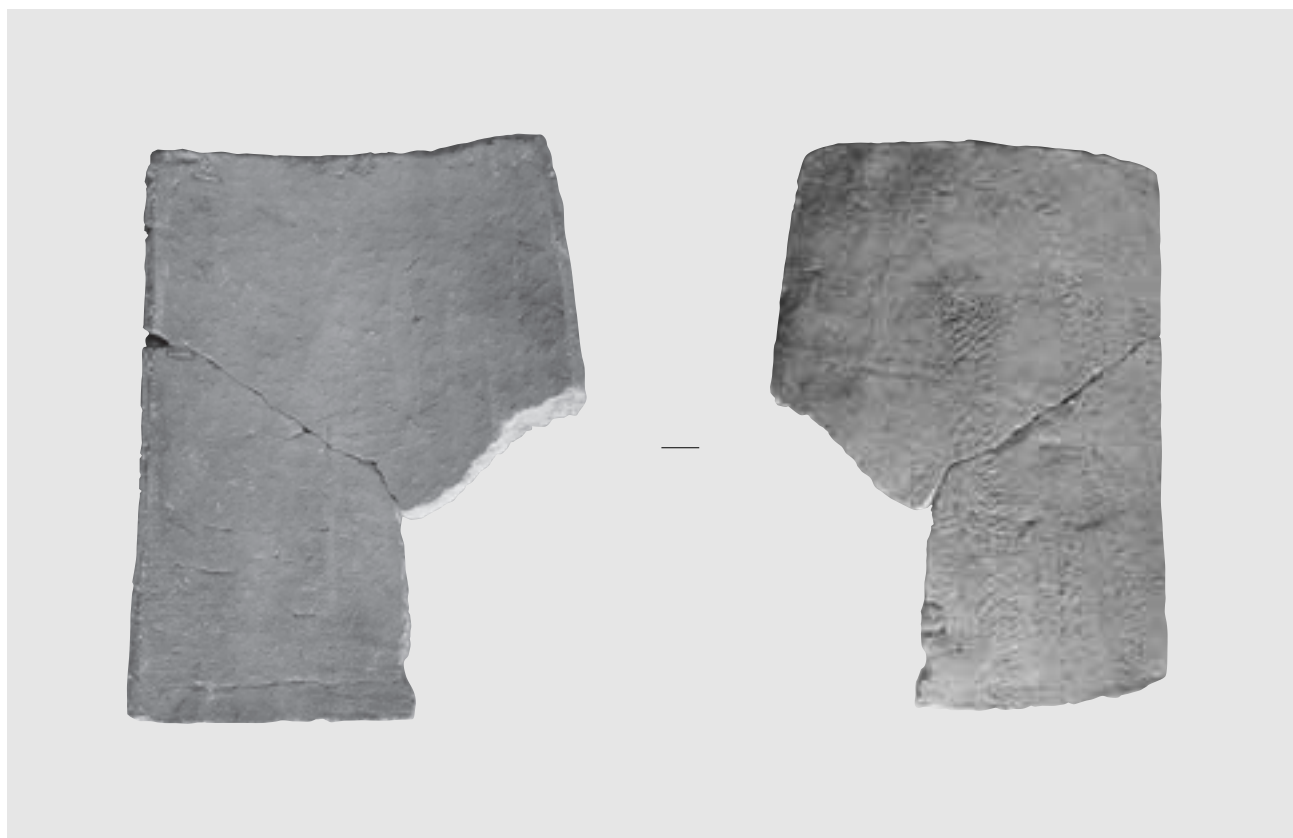


図20 平瓦10013（報Fig.15-1）

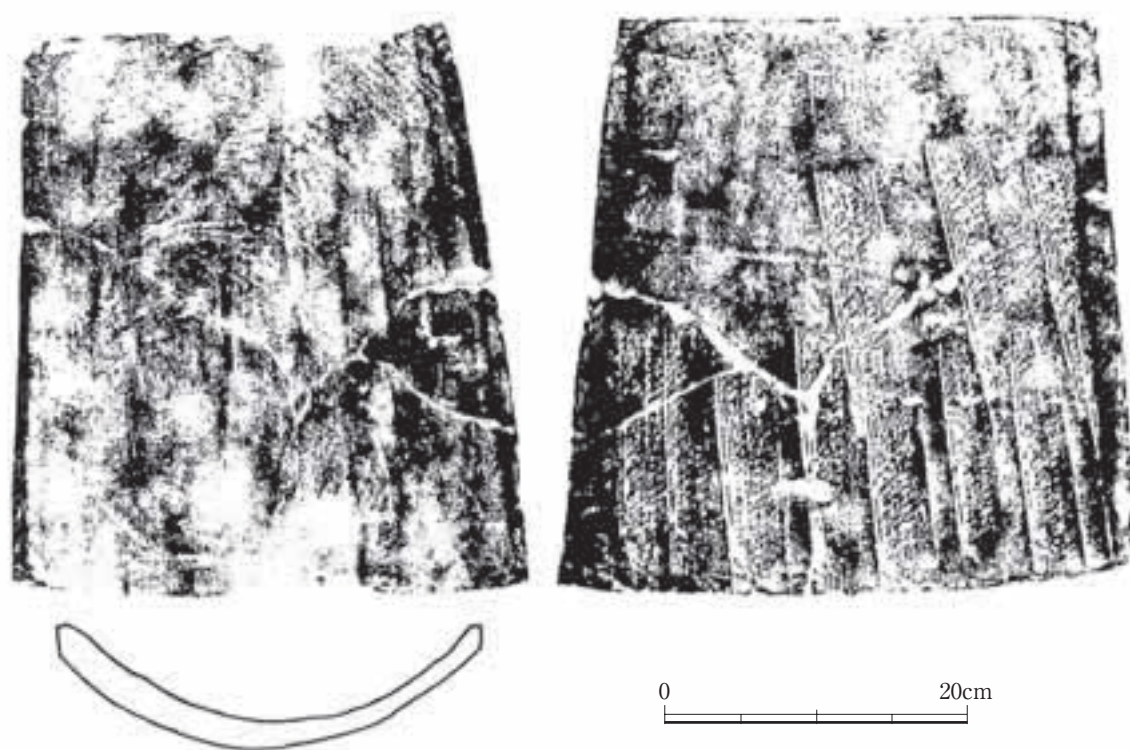


図21 平瓦10013拓影・実測図（縮尺1/5）